

臨時的任用職員に係る
社会保険被保険者資格の取扱いの変更について

H26.3 教職員課

◇ 概要

退職日までに同一適用事業所で再度任用されることが決定している臨時的任用職員については、退職時に被保険者資格が喪失しないものとする。

◇ 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- 1 地方公務員法第22条第2項等の規定に基づく臨時的任用職員
- 2 下記具体例のように、退職後、再度任用となる職員
- 3 退職する学校と再度任用となる学校が同一の適用事業所である職員
※適用事業所・・・小中学校の場合は各教育事務所
県立学校の場合は各学校

具体例

